

令和8年度原子力規制委員会政策評価実施計画

令和8年3月25日決定
原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条及び原子力規制委員会政策評価基本計画（令和7年3月26日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会が令和8年度において行う事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

2. 事後評価の対象とする政策

原子力規制委員会が行った政策の全てを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、原子力規制委員会の令和7年度政策体系（令和7年3月26日原子力規制委員会決定）に示された施策（別紙1）及び原子力規制委員会の令和8年度政策体系（令和8年3月25日原子力規制委員会決定）に示された施策（別紙2）を対象とする。

3. 令和7年度実施政策に係る事後評価の実施方法

令和8年度開始後速やかに、長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、政策の主管課等の協力により、令和8年1月末時点の政策評価書（案）を令和7年度末の令和7年度原子力規制委員会年度業務計画の進捗状況を反映して修正し、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、速やかに政策評価書を公表する。

4. 令和8年度実施政策に係る事後評価の実施方法

- ① 政策の主管課等は、令和8年度実施政策について、令和8年度原子力規制委員会年度業務計画（令和8年3月25日原子力規制委員会決定）（以下、「業務計画」という。）のⅠ．～Ⅴ．の項目を政策評価実施単位として、業務計画を評価するに当たっての視点（評価の視点）を踏まえて、令和9年1月31日時点での業務計画の進捗状況の測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析並びに年度終了時の見通しを踏まえて事後評価を行う。
- ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、1月末時点の政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求める。
- ③ 原子力規制委員会は、エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果を原子力規制委員会マネジメント規程（令和4年3月14日原子力規制委員会決定）第16条に基づき実施するマネジメントレビューに用いて令和9年度原子力規制委員会年度業務計画を作成するなど、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

なお、令和8年度終了後に、長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、政策の主管課等の協力により、令和8年度末の業務計画の進捗状況を反映して政策評価書（案）を修正し、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、速やかに政策評価書を公表する。

以上

原子力規制委員会の令和7年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること。

施策：令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に示すとおり※

※なお、政策評価実施単位については、I.～V.の項目ごととする。

原子力規制委員会の令和 8 年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること。

施策：令和 8 年度原子力規制委員会年度業務計画に示すとおり※

※なお、政策評価実施単位については、I. ～V. の項目ごととする。